

新発田市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療及び社会参加の両立を支援し、並びに精神的及び経済的負担を軽減するため、がん治療による外見の変化を補整する補整具を購入するがん患者に対し、当該購入費用の一部を助成すること（以下「助成」という。）を事業内容とする新発田市がん患者医療用補整具購入費助成事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、かつ、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又はがん治療による乳房の切除に伴う補整具（以下「補整具」という。）が必要である者又は必要となることが想定される者
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に助成が必要であると認める者を助成対象者とすることができる。

(助成の対象となる経費等)

第3条 助成の対象となる経費は、次の表に掲げる補整具の区分に応じ、同表の助成対象物品の欄に掲げる物品（以下「助成対象物品」という。）の購入費用とする。この場合において、購入費用には、購入に要した交通費、送料及び振込手数料、メンテナンス用品の購入費並びに補整具の修理費を含めない。

補整具の区分	助成対象物品
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のウィッグ（毛付き帽子、医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットを含む。）

乳房補整具	外科的治療等による乳房の形の変化を補整するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）
人工乳房等	人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）、人工乳頭

2 補整具の購入に関し国又は他の地方公共団体等から助成等を受ける補整具は、助成の対象としない。

（助成の額等）

第4条 助成の額は、助成対象物品の購入費用の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる補整具の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 医療用ウィッグ 25,000円
- (2) 乳房補整具 25,000円
- (3) 人工乳房等 50,000円

2 助成の回数は、一人の助成対象者につき、前項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者は、新発田市がん患者医療用補整具購入費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号に掲げる者であることを証明する書類
- (2) 第2条第1項第3号に掲げる者であることを証明する書類
- (3) 補整具の領収書（宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳及び領収書発行者の名称の記載があるもの）の写し
- (4) 商品カタログ等購入した補整具が確認できるもの
- (5) 振込先（金融機関、口座番号、口座名義等）が確認できる通帳の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第5号の振込先は、前項の規定による申請をする者の口座でなければ

ならない。

(助成の決定及び支払い)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請（次項において単に「申請」という。）があった場合は、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、新発田市がん患者医療用補整具購入費助成可否決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を可とする決定をしたときは、申請があった月の翌月の末日までに助成を行うものとする。

(助成決定の取り消し)

第7条 市長は、助成を可とする決定を受けた者又は助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象者が第2条第1項各号に掲げる者でないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が助成を可とする決定を取り消すことが必要であると認めたとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、既に助成が行われているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 助成の対象となる補整具は、この要綱の適用の日以後に購入したものである。